日時：令和７年６月１６日（月）
午後１時００分～
場所：消防局本部庁舎７階　作戦室

令和７年度　第１回「京都市ケアラー支援推進協議会」総会

次　　第

１　開会
⑴　市長挨拶

２　議事
⑴　「京都市ケアラー支援推進協議会」について
⑵　「京都市ケアラー支援推進協議会　規約」の採択
⑶　役員選出
⑷　構成団体等の紹介
⑸　令和７年度における協議会の取組スケジュール（案）
⑹　その他

３　閉会

＜配付資料＞

資料１	「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」リーフレット	…P1～2
資料２	京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例	…P3～7
資料３	「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」提案説明	…P9～10
資料４	ケアラーを地域社会全体で支えるまちづくりの実現に向けて	…P11
資料５	「京都市ケアラー支援推進協議会」の取組	…P13
資料６	京都市ケアラー支援推進協議会の位置付けについて（行政設置の審議会との違い）	…P15
資料７	京都市ケアラー支援推進協議会が目指す姿	…P17
資料８	京都市ケアラー支援推進協議会　規約（案）	…P19～21
資料９	京都市ケアラー支援推進協議会役員候補（事務局案）	…P23
資料10	構成団体一覧	…P25～28
資料11	令和７年度　協議会の取組スケジュール（案）	…P29
資料12	シンボルマーク及びキャッチコピー募集要項	…P31～34

条例の制定・施行までの経過

日付	内容
令和6年 5月31日	京都市ケアラー支援条例（仮称）制定プロジェクトチームを設置。「ケアラー支援条例をつくろう！ネットワーク京都（略称：京都ケアラーネット）」から、条例制定に当たっての要望書が提出される。 **第1回プロジェクトチーム会議**を開催。 京都ケアラーネットからの意見聴取を行う。
6月3日 ～6月30日	**関係団体及びケアラー当事者の皆様からの意見募集**を実施。 意見募集結果【応募者数】106名・団体　【いただいたご意見】221件
7月12日	**第2回プロジェクトチーム会議**を開催。 ケアラー当事者の方にお越しいただき、直接ご意見をお聞かせいただくとともに、ケアラー支援に関する行政の取組について、市の関係部局からヒアリングを行う。
8月2日	**第3回プロジェクトチーム会議**を開催。 条例案の検討を行う。
9月4日	**第4回プロジェクトチーム会議**を開催。 市民意見募集に向けた条例案を取りまとめる。
9月6日 ～10月14日	**条例案に対する市民意見募集（パブリックコメント）**を実施。 意見募集結果【応募者数】148名・団体 【いただいたご意見】392件
10月15日	**第5回プロジェクトチーム会議**を開催。 市民意見募集の意見を踏まえた条例案の検討を行う。
10月21日	**第6回プロジェクトチーム会議**を開催。 条例案を取りまとめる。
11月6日	令和6年9月市会の最終本会議に「条例案」を全議員で共同提案し、全会一致で可決する。
11月11日	**「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」**を施行。

11月11日、「介護の日」に合わせて施行したよ！

◀◀◀ 詳細は、京都市会のホームページをご覧ください。

市会議員全員の提案により

京都市

ケアラーに対する支援の推進に関する条例ができました！

（令和6年11月11日施行）

社会全体でケアラーを支え、全てのケアラーが安心して
自分らしく、希望を持って暮らせる社会を目指して

「ケアラー」って??

高齢、身体上又は精神上の障害、疾病、使用する言語などにより援助を必要とする家族や友人、身近な人を無償でケアする人のことです。

- 障害のある人や子どもの介護、子育てをしている。
- 高齢者が高齢者を介護している。
- 仕事をしながら介護をしている。
- ひきこもりや依存症などの家族をケアしている。
- 子どもが、家族等のケアを日常的に行っている。
- 日本語が第一言語でない家族のために通訳をしている。など

京都市会では、令和6年11月に、**「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例（ケアラー支援条例）」**を制定しました。

この条例では、ケアラーを社会全体で支え、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営み、自己実現を図ることができる社会の実現を目指し、ケアラー支援を行うに当たっての理念や役割、基本的施策などを定めています。

京都市会では、近年のケアラーに対する支援の必要性の認識の高まりや、京都における条例制定を目指す関係団体の活発な市民活動を背景に、議員提案による条例制定を目指して、各会派の代表者で構成するプロジェクトチームを設置し、議会一体となって取り組んできました。

条例の制定過程では、プロジェクトチームを中心に、当事者や関係者の皆様からご意見をお伺いして検討を重ね、さらに市民意見募集（パブリックコメント）を実施し、議会全体で、皆様の思いを最大限反映した条例案を取りまとめました。

そして、市会議員全員で条例案を共同提案し、全会一致で可決しました。

京都市
CITY OF KYOTO

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

京都市会

発行：令和6年11月／京都市会事務局調査課
京都市印刷物第064748号

資料1

ケアラーに対する支援の推進に関する条例の主なポイント

条例の特徴を分かりやすく解説するよ！

京都市会マスコットキャラクター マタリーヌ

前文では、京都ならではのこれまでの取組を踏まえて、京都市として、全てのケアラーが自分らしく生きることができる社会の実現を目指すという決意を掲げているよ！

またきち

条例の全文はこちらから

POINT 1 関係者の声を丁寧に聴いた条例制定過程

条例の制定過程では、当事者や関係者の意見を丁寧にお聴きしました。パブリックコメントの期間も十分に確保し、いただいた意見や当事者・関係者それぞれの思いをしっかりと前文と本則に反映して条例を作成しました。

POINT 2 社会を支える「ケア」を定義

ケアラーが担っている「ケア」は、人生の中で誰もが関わり得るものであり、社会を支える必要不可欠な営みとしてとても大切なものです。この「ケア」の重要性をしっかりと認識するため、条例では「ケア」という言葉そのものを定義しています。

POINT 3 ヤングケアラー・若者ケアラーへの支援

若い世代のケアラーへの支援においては、成長・発達の過程や、進学や就職の選択、キャリア形成などの人生の重要な移行期にあることを考慮し、適切な支援を行うこととしています。特にヤングケアラーについては、学校においてしっかりと把握して適切な支援につなげることが大切です。

POINT 4 広報・啓発の役割

社会全体におけるケアラーに関する理解を向上させるとともに、潜在的なケアラーに自分がケアラーの役割を担っているということに気付いてもらうことで、支援につなげることを目指します。そのために、様々な年齢の人などにも分かりやすい広報・啓発となるように配慮します。

POINT 5 実施体制の整備・協議の場の設置

ケアラー支援の推進に当たっては、計画を策定し、京都市が全庁横断的に連携して実施していきます。また、ケアラーやその関係者から積極的に意見を聴くための協議の場を設置して、計画の策定や施策の検討を進めます。

POINT 6 財政上の措置

ケアラー支援に関する施策を実施するために必要な予算など、京都市が財政上の措置をきちんと講じることを定めています。

基本理念

- 全てのケアラーが**自分らしく、健康で文化的な生活**を営むことができるようにすること。
- ケアを必要とする人の家族等のみに負担が集中したり、家族等が孤立したりすることのないよう、**社会全体で支える**こと。
- それぞれのケアラーが置かれている家庭環境や日常生活で使用する言語など、ケアラーの**多様性に配慮**しつつ、個々のケアラーの意向を尊重し、ケアラーの実態を踏まえた適切な支援とすること。
- ヤングケアラー支援は、**ヤングケアラー自身の意向を適切に把握して尊重**したうえで、適切な教育の機会を確保し、心身の健やかな成長及び発達並びに自立が図られるようにすること。
- ヤングケアラーから若者ケアラーへの移行など、年齢、境遇、ケアの内容などケアラーを取り巻く状況の変化に応じて、**ケアラー支援が適切かつ切れ目なく行われる**ようにすること。

私たちの役割

京都市の責務

- 施策の総合的・計画的な実施
- 早期かつ適切な実態把握
- 関係者間での緊密な連携・調整
- 市民や事業者がそれぞれの役割を果たすための支援

市民等の役割

- ケアラーを社会全体で支えることの必要性の理解
- 京都市の施策への協力

ケアラーや支援者だけでなく、市民みんなで考え、行動することが大切なんだね！

事業者の役割

- ケアラーである従業員への支援

関係機関の役割

- 業務を通じて関わるケアラーへの支援

学校等の役割

- 潜在的なヤングケアラーの把握と支援
- ヤングケアラーからの相談への積極的な対応
- ヤングケアラーであることに関連するいじめ等による学生生活への支障に対する配慮

共通の役割

- ケアラー支援の必要性の理解
- 京都市の施策への協力
- 京都市、他の関係機関、民間支援団体等との連携

これからの京都市の基本的施策

- ケアラーに対する包括的な支援に関する施策
- ケアラーの多様性に配慮した、支援に関する情報提供と、適切な支援につなげるための相談支援についての体制の整備に関する施策
- ケアラーがケアの方法等に関する理解を深めるための支援に関する施策
- 一時的なケアの提供など、ケアラーの負担を軽減するための支援に関する施策
- ケアラーの修学・就業についての支援に関する施策
- ケアラー同士の交流の場の提供など、ケアラーが互いに支え合う活動の促進に関する施策
- ケアラー支援を担う人材育成に必要な研修の実施、情報提供に関する施策

資料２

京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例

高齢、身体上又は精神上の障害、疾病、使用する言語等により援助を必要とする家族等に対する介護、看護、日常生活上の世話などの「ケア」は、人生の中で誰もが携わり得るものであり、社会を支える不可欠な営みである。ケアは社会の存立の基礎的な条件として尊重されるべきものであり、ケアを担うケアラーもまた尊重されなければならない。

ここ京都では、日本初の聴覚及び視覚障害児の教育機関の設立や、精神障害の分野での地域的な看護の取組、認知症の人とその家族の会の設立など、先人たちによってケアとケアを担うケアラーに関わる先駆的な事業や活動が展開され、根付いてきた。また、それぞれの分野において活動してきた当事者や家族の会が「ケア」を合い言葉に手を取り合い、お互いの経験に学びつつ、ケアを大切にする市民文化の醸成を目指してきた。

京都市でも、これまで、それぞれの分野において、ケアを受ける人やケアラーなど支援を必要とする人が適切に支援を受けるための福祉基盤の整備を推進するとともに、複合的な課題を有する人への分野を横断した支援や、支援を必要とする人を社会的に孤立させないための伴走型支援を先駆的に実施し、推進してきた。また、京都の地域力を活かし、地域のボランティア等の市民との連携に基づく地域づくりに取り組んできた。

社会全体においても、この間、福祉介護政策が進展し、「介護の社会化」への取組や制度は充実してきた。

しかしながら、その一方で、昨今、家族の役割や在り方が大きく変容してきたにもかかわらず、依然としてケアは当然に家族が担うべきものという認識は根強く残っている。多くの場合において、家族への負担の偏りが大きくなっており、閉ざされた状況でケアを担っているケアラーが少なくないという実態がある。また、高齢、身体上又は精神上の障害、疾病、使用する言語、ひきこもり、不登校、依存症などのケアの要因及び範囲が拡大するとともに、ケアラーの属性も多様化し、それらに対する社会的認識も変化している。家族等のケアを日常的に担っている子どもであるヤングケアラー、進学や就職の選択、キャリア形成などに関わる人生の重要な移行期においてケアを担う若者ケアラー、仕事をしながらケアを担うワーキングケアラー、ケアと子育てを同時に担うダブルケアラー、高齢の配偶者や親などに対する老老介護や障害のある子に対する老障介護を担う高齢のケアラーなど、それぞれが深刻なケアの課題に直面している。

このような社会の状況の下、京都市は、ケアラーへの社会的理解の促進と包括的な支援の拡大を図り、ケアを受ける人やケアラーへの支援を社会全体で行っていくとともに、多種多様なケアラーの状況に寄り添った適切かつ切れ目のない支援を実現させていかなければならない。そして、全てのケアラーが、単にケアを担う人としてだけではなく、この社会に生きる一人の市民として尊重され、自分らしく人生を全うし、自己実現を図ることができる社会を実現しなければならない。

京都市は、今後、社会情勢の変化に応じて適切かつ効果的な施策を継続して実施していくため、ケアラーとその支援者の共同の輪を広げ、全てのケアラーが安心し、かつ、希望をもって自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、ケアラーに対する支援（以下「ケアラー支援」という。）に関し、その基本理念を定めて、本市、市民等、事業者、関係機関及び学校等の責務や役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策に係る基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーが、健康で文化的な生活を営み、自己実現を図ることができる社会を実現することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　ケア　介護、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助をいう。

⑵　ケアラー　高齢、身体上又は精神上の障害、疾病、使用する言語等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償でケアを提供する者をいう（ヤングケアラー（当該者と同様にケアを提供するおおむね１８歳未満のもの）及び若者ケアラー（当該者と同様にケアを提供するおおむね１８歳以上４０歳未満のもの）を含む。以下同じ。）。

⑶　市民等　市民、通勤者及び通学生並びに本市の区域内で活動する団体をいう。

⑷　事業者　本市の区域内で事業を行う者をいう。

⑸　関係機関　介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行い、当該業務を通じて日常的にケアラーに関わり、又は関わる可能性がある機関をいう。

⑹　学校等　前号の関係機関のうち、ヤングケアラーと関わり、又は関わる可能性がある学校その他教育に関する業務を行う機関をいう。

⑺　民間支援団体　ケアラー支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

（基本理念）

第３条　ケアラー支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

⑴　全てのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができるようにすること。

⑵　本市、市民等、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図り、ケアを必要とする人の家族等のみに負担が集中し、及び当該家族等が孤立することのないよう、社会全体で支えること。

⑶　ケアラーの置かれている家庭環境、日常生活で使用する言語等、ケアラーの多様性に配慮すること。

⑷　ケアラーに対するあらゆる支援について、個々のケアラーの意向を尊重し、ケアラーの実態を踏まえた適切なものとすること。

⑸　ヤングケアラーに対する支援について、ヤングケアラー自身の意向を適切に把握し、及び尊重したうえで、適切な教育の機会が確保され、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びに自立が図られるようにすること。

⑹　ヤングケアラーから若者ケアラーへの移行など、ケアラーの年齢、境遇、ケアの内容等ケアラーを取り巻く状況の変化に応じて、支援が適切かつ切れ目なく行われるようにすること。

（本市の責務）

第４条　本市は、基本理念にのっとり、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、及び実施するものとする。

２　本市は、支援を必要としているケアラーについて早期かつ適切に実態を把握するよう努めるものとする。

３　本市は、ケアラー支援に関する施策の実施に当たっては、ケアラー及びその関係者の意見を踏まえ、国及び京都府並びに市民等、事業者、関係機関、民間支援団体等と緊密に連携するとともに、必要に応じて関係者間の調整に努めるものとする。

４　本市は、市民等、事業者及び関係機関が、次条から第８条までの規定による役割を果たすため、これらの者に対し、必要な情報及び資料の提供その他の支援を行わなければならない。

（市民等の役割）

第５条　市民等は、基本理念にのっとり、ケアを必要とする人の家族等のみに負担が集中し、及び当該家族等が孤立することのないよう、ケアラーが置かれている状況及びケアラーを社会全体で支えることの必要性についての理解を深めるとともに、ケアラー支援に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深めるとともに、その事業を行うに当たっては、ケアラー支援に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

２　事業者は、雇用する従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、当該従業員がケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、業務に従事させるに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

３　事業者は、本市、関係機関及び民間支援団体等と積極的に連携するよう努めるものとする。

（関係機関の役割）

第７条　関係機関は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、その業務を行うに当たっては、ケアラー支援に関する本市の施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

２　関係機関は、日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識するとともに、業務を通じて関わりのある者及びその家族等がケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、情報の提供、適切な支援等を行うことができる他の関係機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

３　関係機関は、本市、他の関係機関及び民間支援団体等と積極的に連携するよう努めるものとする。

（学校等の役割）

第８条　学校等は、園児、児童又は生徒のうち潜在的なヤングケアラーの把握に努めるとともに、園児、児童又は生徒がヤングケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、修学に当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

２　学校等は、支援を必要とするヤングケアラーからの教育又は福祉に関する相談に積極的に応じるよう努めるものとする。

３　学校等は、ヤングケアラーであると認められる園児、児童又は生徒について、そのプライバシーに配慮するとともに、当該園児、児童又は生徒がケアラーであることに関連するいじめ等により学校生活に支障をきたすことがないよう配慮するよう努めるものとする。

４　学校等は、本市、他の関係機関及び民間支援団体等と積極的に連携するよう努めるものとする。

（ケアラー支援に関する基本的施策）

第９条　本市は、全てのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができるようにするため、次に掲げる施策を実施するものとする。

⑴　ケアラーに対する包括的な支援に関する施策

⑵　ケアラーの多様性に配慮した支援に関する情報提供及び適切な支援につなげるための相談支援に係る包括的な体制の整備に関する施策

⑶　ケアラーがケアの方法等に関する理解を深めるために必要な支援に関する施策

⑷　ケアラーが就労、就学、休息、休養その他の事由によりケアができなくなった場合に、一時的にケアを提供する取組その他のケアラーの負担を軽減するために必要な支援に関する施策

⑸　学校生活又は社会生活を円滑に営むうえでの困難を有するケアラーに対する修学又は就業に係る支援（当該困難を有していたために学校生活又は社会生活の機会の一部又は全部を失ったケアラーに対するものを含む。）に関する施策

⑹　ケアラー同士の交流の場の提供その他のケアラーが互いに支え合う活動の促進に関する施策

⑺　ケアラー支援を担う人材を育成するために必要な研修の実施及び情報の提供に関する施策

⑻　前各号に掲げるもののほか、ケアラー支援のために必要な事項に関する施策

（広報及び啓発）

第１０条　本市は、社会におけるケアラーの存在を広く市民等に認知させることで、潜在的なケアラーにおいて自身がケアラーの役割を担っているということの気付きを促し、当該ケアラーの支援につなげるよう努めることとする。

２　本市は、社会全体としてケアラーが置かれている状況についての理解及びケアラー支援に関する知識が深まることでケアラー支援が推進されるよう、年齢、言語等にかかわらず、広く情報の受け手である市民に分かりやすい広報及び啓発に努めなければならない。

３　本市は、前２項の規定によるケアラーに関する認知及び理解の促進に当たっては、国、京都府その他の関係機関等と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

（施策の実施体制の整備）

第１１条　本市は、ケアラー支援に関する施策を推進するための計画を策定し、その実施のために必要な体制を整備するものとする。

２　前項の計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

⑴　ケアラーの支援に関する基本方針

⑵　ケアラーの支援に関する具体的な施策

⑶　その他ケアラー支援に関する施策を実施するために必要な事項

３　本市は、この条例に基づく施策の推進に当たっては、局区等が横断的に連携するとともに、適宜その実施状況について検討し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じるものとする。

（施策についての協議の場）

第１２条　本市は、前条第１項の計画の策定及びケアラー支援に関する施策について、当該計画及び当該施策が適切かつ効果的なものとなるよう、ケアラー及びその関係者に積極的に意見を聴き、施策の実施状況等を共有するための協議の場を設けるものとする。

２　前項の協議の場の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

（財政上の措置）

第１３条　本市は、ケアラー支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

（委任）

第１４条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、令和６年１１月１１日から施行する。

資料３

令和６年１１月６日

令和６年９月市会（１１月６日本会議）
「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」提案説明

○　今議会におきまして、京都市会議員全員により共同提案しております、「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」につきまして、全会派参画の下に設置された、「京都市ケアラー支援条例（仮称）制定プロジェクトチーム会議」の座長を務めさせていただきました私から、全議員を代表し、提案説明を申し述べさせていただきます。

○　まず、提案の経過でございます。

近年、全国的に、ケアラー支援の必要性に対する社会的認識が高まっております。ここ、京都市におきましても、関係団体等の皆様が、ケアラー支援のための条例制定を目指し活発に活動されるなど、市民的な議論の高まりがありました。

京都市会では、こうした機運の高まりも踏まえ、議会での度々の議論を経た後、プロジェクトチームでの取組を通じて、議会全体で案を取りまとめ、本日、全議員による共同提案により議案を上程するに至ったものでございます。

○　この条例は、実に多くの方からいただいた御意見を、きめ細かく検討し、できるかぎり内容に反映させることにより作成した、まさに、市民の皆様とともに作り上げた条例でございます。

条例の制定過程において、プロジェクトチームを５月に設置した後、直ちに、京都ケアラーネットの皆様から、直接、要望書をいただくとともに、御意見をお伺いしました。続く６月には、約１箇月間、当事者及び関係者の皆様から御意見を募集し、２００件を超える御意見をお寄せいただきました。加えて、７月には当事者からも直接、御意見をお聞きし、また、市の関係部局へのヒアリングも行い、条例素案を作成いたしました。

この条例素案により、９月から３９日間にわたるパブリックコメントを行った結果、約４００件もの御意見をいただいたところであり、その御意見の反映のため、更なる修正を行い作成したものが、この条例案であり、皆様の想いや願いを最大限に反映したものとなっております。

○　次に、条例の制定の趣旨でございます。

この条例は、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営み、自己実現を図ることができる社会の実現を目的としており、このため必要となる、支援に係る基本理念、本市の責務、市民等・事業者・関係機関及び学校等の役割、支援に係る基本的施策、広報及び啓発、施策の実施体制の整備、協議の場、財政上の措置等を定めております。

○　以下、条例の主な特徴を申し述べます。

この条例では、まず、前文を設け、ケアの意義とケアラーの尊重について明記しています。また、京都におけるケアの歴史等に触れるとともに、課題認識、実現すべき社会、条例の目指すところなどをしっかりと示し、京都ならではの条例となるものとしています。

次に、基本理念において、家族等への負担の集中や孤立が生じないよう、社会全体で支えることや、言語の違いによって生じるケアなども例示したうえで、そうした多様なケアラーに配慮する必要性を明らかにしていることであります。

次に、いわゆる子ども、若者については、この条例において、「ヤングケアラー」、「若者ケアラー」との用語を規定し、移行期における切れ目ない支援の必要性等を明記するとともに、特にヤングケアラーについて、関わりの深い学校等の役割を具体的に定めております。

また、広報及び啓発に当たっては、ケアを担っている方が、自身がケアラーの役割を担っているということに対する気づきを促し、その支援につなげるように努めることなどを定めています。

そのうえで、ケアラー支援の推進に当たっては、具体的な計画を策定し、実施に必要な体制を整備し、局区等が横断的に連携して取り組むことを定めるとともに、ケアラー及びその関係者との協議の場を設け、その意見がしっかりと計画や施策に反映されるようにしていることであります。そして、これらが着実に推進されるよう、必要な財政上の措置を講じることを定めております。

このように、本条例は、いわゆる理念条例の枠にとどまらず、理念を示すことに加え、具体的な施策を進めるための制度的枠組みについても、しっかりと定めたものとなっております。

○　最後に、今後の取組について申し述べます。

条例の制定によって、現在の課題がたちどころに解決されるわけではなく、条例の制定は、あくまで、課題解決のためのスタートであります。

市長におかれましては、この間、議会に寄せられた多くの御意見を踏まえ、市民の皆様と市会議員全員がともに作り上げたこの条例の意義を、しっかりと受け止めていただきたいと願っております。

条例の施行後は、協議の場等を活かして、当事者や関係者の皆様の御意見をしっかりとお聞きいただき、市長の下（もと）、関係局が一丸となって、計画の策定及び体制の整備を行い、ケアラー支援に係る施策の実施に当たっていただくことを強く望むものであります。

市会といたしましても、ケアラーの支援のための取組が真に実効性のあるものとなるよう、市長の取組を注視し、引き続き市民の皆様の声をお届けし、しっかりと議会で議論するなど、この条例の目的である、「全てのケアラーが健康で文化的な生活を営み、自己実現を図ることができる社会」に向け、取り組んでいく決意であります。

○　以上を持ちまして、市会議員全員を代表しての提案説明といたします。

御清聴ありがとうございました。

資料４

ケアラーを地域社会全体で支えるまちづくりの実現に向けて

庁内の推進体制の整備

■ケアラー支援推進プロジェクトチームの設置

〇保健福祉局を中心に、総合企画局、文化市民局、産業観光局、子ども若者はぐくみ局、区役所・支所、教育委員会の部長級で構成

〇ケアラー支援のための計画策定や、早期把握や相談支援の仕組みづくり、日本語を母語としない世帯への情報提供等、負担軽減策を検討

■庁内のケアラー支援の司令塔となる新たな組織の設置

〇ケアラーを含め、制度の狭間にある方や複雑多様化した課題を抱える世帯への重層的支援を担当する「福祉のまちづくり推進室」を保健福祉局に新設

〇関係部局の実務者を当該新設部署の兼職とすることで、様々なケアラーに関する庁内の総合窓口として、一元的な連携体制を確保

〇地域コミュニティHUBの取組と連携し、ケアラーの「居場所」となる地域づくりや参加支援を推進

連携

関係機関との連携体制の確保

■京都市ケアラー支援推進協議会の設置

〇ケアラーの当事者団体や関係機関、支援機関等の参画のもと、市民レベルの活動としてケアラー支援を展開

〇ケアラー支援のための計画策定に係る意見聴取、機運醸成に係る普及啓発等を行政と連携して推進

〇多様な主体が相互に連携を図り、市民ぐるみでの条例の推進を図るため、条例制定に深くかかわった団体をはじめ、幅広い参画団体から構成

ケアラー支援のための計画の策定

〇条例第11条に定めるケアラー支援に関する施策を推進するための計画として、行政や関係機関による支援策を体系的に整理。PDCAサイクルの下で進捗管理し、必要に応じて都度改定

〇計画には、ケアラーを取り巻く状況のほか、①普及啓発・情報発信、②早期把握・相談支援体制、③負担軽減策、を柱として策定することを想定

〇さらに、各分野別の計画についても、今後の改定時にケアラー支援計画との整合を図るとともに、ケアラーの実態調査を充実し、支援策に反映

条例制定を契機とした施策展開

■機運醸成に向けた周知啓発、情報発信

〇ケアラー支援に係るチラシやホームページ作成　〇シンポジウム等の開催

〇介護保険制度や相談支援機関の周知啓発　〇仕事と介護の両立をテーマとした地域企業向けの研修等

■ケアラーの負担軽減に係る個別支援の充実

〇日中活動や住まいの場となる障害者GH等の整備促進　〇認知症高齢者の見守りに資するアプリ導入　〇個別支援が必要なヤングケアラーの把握

〇在宅での人工呼吸器を使用する難病患者用の災害時非常用電源の購入支援

〇ケアラー含む就業希望者に向けたカウンセリング・適職診断やセミナー等を行うプラットフォームの構築

「京都市ケアラー支援推進協議会」の取組

資料５

・構成団体が分野の垣根を超えて連携・協働しながら、
思い思いに語り合う場を創出し、
新たな支援施策や、
ケアラーを社会全体で支えるまちづくりに向けての
アイデアや活動を生みだしていく。

（京都市ケアラー支援推進協議会 規約(案)から抜粋）
第３条　協議会は、（略）次の各号に掲げる事業を行う。
⑴　条例及びケアラー支援に関する普及啓発に関すること。
⑵　ケアラー支援を市民ぐるみで推進するための活動に関すること。
⑶　条例第１１条に基づく計画の策定及び進捗管理に係る意見陳述に関すること。
⑷　ケアラー支援施策の検討及び実施に係る意見陳述に関すること。
⑸　その他ケアラー支援の推進に関して必要な事業に関すること。

資料６

京都ケアラー支援推進協議会の位置付けについて
（行政設置の審議会との違い）

審議会（行政の附属機関）

・地方自治法第１３８条の４第３項に基づき、法律または条例で設置される執行機関（京都市）の附属機関であり、地方公共団体が行う事務・事業について、必要な審査、審議、調査などを行う。

・委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて市長等が適当と認める者に委嘱し、又は任命する。

・委員は、本市の施策の実施等について必要な意見を述べ、本市はこれらの意見を施策に反映する。

⇒　『京都市』が実施主体

ケアラー支援推進協議会

・総会における規約の採択により設置。
協議会の事業や運営等については、規約で定める。必要時、総会の議決により規約を改定。

・個人ではなく、当事者団体や関係支援団体等により構成（構成団体のそれぞれが、個人ではなく組織レベルで参画）。

・各団体から出された意見を基に施策を企画・実施するとともに、協議会としても連携した取組を進めていく。

⇒　『構成団体全員』が実施主体

○　協議会を条例第１２条に定める「協議の場」とすることで、京都市による計画策定や施策の検討においても、構成団体の意見をしっかりと反映。

「京都市ケアラー支援推進協議会」が目指す姿

資料７

・各構成団体の活動を通じて、**支援を必要とするケアラーを早期把握。**

・相談支援機関相互の連携を強化し、**必要な支援施策へつないでいく。**

・当事者団体間の連携も強化して、**ケアラー同士の交流の場や居場所づくりを推進し、行政もこれらの当事者団体主体の取組を後押し。**

・これら一連の取組により、**「気づき」・「つなぎ」・「支える」仕組みを強化し、重層的な支援体制を一層推進・展開。**

・あわせて、構成団体一体となった広報・周知活動の展開により、**ケアラーを地域社会全体で支えるまちづくりを市民ぐるみで推進**

＜条例が目指す基本理念＞

全てのケアラーが自分らしく生きることができる社会の実現

資料８

京都市ケアラー支援推進協議会　規約（案）

（名称）
第１条　本会は、「京都市ケアラー支援推進協議会」（以下「協議会」という。）という。

（目的）
第２条　協議会は、「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」（以下「条例」という。）が掲げる、全てのケアラーが、健康で文化的な生活を営み、自己実現を図ることができる社会の実現に向けて、ケアラー当事者団体、関係支援機関、教育機関、行政機関等が相互に連携・協力し、ケアラーを地域社会全体で支えるまちづくりを市民ぐるみで推進することを目的とする。

（事業）
第３条　協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。
⑴ 条例及びケアラー支援に関する普及啓発に関すること。
⑵ ケアラー支援を市民ぐるみで推進するための活動に関すること。
⑶ 条例第１１条に基づく計画の策定及び進捗管理に係る意見陳述に関すること。
⑷ ケアラー支援施策の検討及び実施に係る意見陳述に関すること。
⑸ その他ケアラー支援の推進に関して必要な事業に関すること。

（構成団体）
第４条　協議会の構成団体は、次の各号に掲げるものであって、第２条の目的に賛同するものとする。
⑴ ケアラー当事者団体
⑵ 関係支援機関及び団体
⑶ 教育機関
⑷ 企業
⑸ 行政機関
⑹ その他協議会が必要と認めたもの

（構成団体の参画及び退会等）
第５条　第２条の目的に賛同し、協議会に参画しようとするものは、別に定める参画申出書を会長に提出し、幹事会において了承を得るものとする。
２　構成団体は、別に定める退会申出書を会長に提出し、協議会を退会できるものとする。
３　構成団体は、その名称、所在地及び代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく会長にその旨を届け出なければならない。

（禁止事項）
第６条　構成団体は、次の各号に該当する行為を行ってはならない。
⑴ 第１３条の総会及び第１４条の幹事会並びにその他協議会の事業において、直接的に自らの営利を目的とした活動を行うこと。
⑵ 協議会を通じて知り得た情報を、協議会の目的以外に使用すること。
⑶ その他協議会の運営を妨げること。

（構成団体の資格喪失）
第７条　構成団体が、次の各号のいずれかに該当する場合は、幹事会の議決を経て、資格を喪失させることができる。この場合、その団体に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
⑴ 法令、この規約及び協議会の目的並びに公序良俗に違反したとき。
⑵ その他協議会の名誉又は信用を傷つける行為をしたとき。

（役員とその職務）
第８条　協議会に次の役員を置き、総会において選任する。
⑴ 会長　　１名
⑵ 副会長　　若干名
⑶ 幹事　２０名以内
２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けるときは、会長があらかじめ指名した順序によって、副会長がその職務を代理する。
４　役員は、幹事会を構成し、協議会の運営に関する方針等を決定する。

（役員の選出方法）
第９条　幹事を選出する団体は、総会において、構成団体の中から互選により決定する。
２　幹事を選出する団体は、自らの団体から幹事を選出する。
３　会長は、幹事会において、幹事の中から選出し、総会の承認をもって決定する。
４　副会長は、幹事会の同意のうえ、会長が指名し、総会の承認をもって決定する。

（任期等）
第１０条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまで、その任期を延長する。
３ 補欠又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

（役員の解任）
第１１条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その総会における議決の前に弁明する機会を与えるものとする。
⑴ 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
⑵ 法令、この規約及び職務上の義務並びに公序良俗に違反したとき。
⑶ その他役員たるにふさわしくない行為があったとき。

（会議）
第１２条　協議会の会議は、総会及び幹事会とする。

（総会）
第１３条　総会は、構成団体をもって構成し、毎年度１回又は必要に応じて会長が招集する。
２　会長は、総会の会議の議長となる。
３　総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。
⑴ この規約の改正に関すること。
⑵ 役員の選任に関すること。
⑶ 役員の解任に関すること。
⑷ 事業計画及び実績報告に関すること。
⑸ その他協議会の運営に関し必要な事項
４　総会は、構成団体の過半数の出席（委任状を提出した構成団体を含む。）がなければ、開催することができない。
５　総会の議事は、出席した構成団体（委任状を提出した構成団体を含む。以下この項について同じ。）の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、会長が採決する。ただし、第３項第３号の議決については、出席した構成団体の３分の２以上の多数によりこれを決する。
６　会長は、必要があると認めるときは、総会に構成団体以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（幹事会）
第１４条　幹事会は、役員をもって組織し、会長は幹事会を代表する。
２　幹事会は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長を務める。
３　幹事会において処理する事項は、次の各号に掲げる事項とする。
⑴　構成団体の参画に関すること。
⑵　構成団体の資格喪失に関すること。
⑶　条例第１１条に基づく計画の策定及び進捗管理に係る意見調整に関すること。
⑷　ケアラー支援施策の検討及び実施に係る意見調整に関すること。
⑸　総会に付議する事項に関すること。
⑹　その他協議会の議決を要しない協議会務の執行に関すること。
４　幹事会は、役員の過半数の出席（委任状を提出した役員を含む。）がなければ、開会することができない。
５　幹事会の議事は、出席した構成団体（委任状を提出した構成団体を含む。）の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、会長が採決する。
６　会長は、必要があると認めるときは、幹事会に構成団体以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（事務局）
第１５条　協議会の事務局は、京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室に置く。

（その他）
第１６条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関して必要な事項については別に定める。

附則
この規約は、令和７年○月○日から実施する。

案

資料11

令和７年度　協議会の取組スケジュール（案）

6月16日

・【全体】総会・京都市ケアラー支援推進協議会の設置

7～8月頃

・【全体】シンボルマーク・キャッチコピーの審査
※　公募期間：5月28日～7月6日

・【役員】幹事会（第１回）
・　シンボルマーク・キャッチコピーの選定

・【全体】実態把握、課題や必要な支援、計画についての意見聴取のほか、協議会で取り組みたいこと等についての意見交換・共有

例えば…協議会の参画団体同士や地域住民等も交えた座談会、トークカフェ等を随時開催し、様々なテーマについて、有志で意見交換等を行う　など
構成団体相互にアイデアを出し合い、協議会としての取組を検討・実施していく。

9月頃

・【全体】シンボルマーク・キャッチコピーを活用したポスター、リーフレットによる周知啓発の実施（以降随時）

11月頃

条例制定１周年記念イベント等の実施

・【役員】幹事会（第２回）

・【全体】計画についての意見聴取

・【全体】周知啓発の実施

随時

12～1月頃

計画策定に係るパブリックコメント

3月

・【役員】幹事会（第３回）

計画策定

資料 12

全てのケアラーが自分らしく生きることができる社会の実現に向けた シンボルマーク及びキャッチコピー募集のご案内（募集要項）

１　趣旨・目的

令和６年１１月、京都市会議員全員の共同提案により、「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」（以下「条例」という。）が制定されました。条例は、京都市会においてケアラーである当事者や支援者の皆様の御意見を聴取し、その思いを織り込んで制定されており、市民の皆様とともに作り上げられました。

「ケア」は、人生の中で誰もが携わり得るものであり、社会を支える不可欠な営みです。条例は、「全てのケアラーが、健康で文化的な生活を営み、自己実現を図ることができる社会を実現する」ことを目的としており、京都市では、市民等、事業者、関係機関、学校等、民間支援団体等の様々な人や機関・団体等がお互いに連携・協力しながら、ケアラーを社会全体で支えるまちづくりを目指していきます。

このような条例の理念を市民の皆様と共有し、全てのケアラーが自分らしく生きることができる社会の実現を一緒に目指していくに当たって、下記のとおり、ケアラー支援の推進及び普及啓発のためのシンボルマーク及びキャッチコピーの案を募集します。

２　募集期間

令和７年５月２８日（水）～令和７年７月６日（日）

３　応募資格

応募に必要な資格はありません。どなたでも応募できます。

ただし、１人（１グループ）あたり３点までの応募とします。

※　未成年（１８歳未満）の方は、保護者の方の同意を得たうえで応募してください。

４　募集作品のテーマ

「ケアラー支援の推進」をテーマに、条例の目的や基本理念を踏まえて作成してください。

全てのケアラーが自分らしく生きることができる社会の実現に向けて、ケアラーを社会全体で支えることの必要性について理解を深めるとともに、市民の皆様とともに、ケアラー支援を推進していく機運を高められるような作品をお待ちしています。

（条例の基本理念等については、以下を御覧ください。）

【参考】

・条例の主なポイントや基本理念等がまとめられたリーフレット
https://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/img/news/R06/061203carer1.pdf

・京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例の制定の取組（京都市会のホームページ）
https://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/news/R06/carer.html

５　募集作品の条件

⑴　共通

・　上記「１　趣旨・目的」及び「４　募集作品のテーマ」を踏まえた内容とすること。
・　年齢、言語等に関わらず、広く市民に分かりやすい内容とすること。

・　親しみやすく明るい雰囲気とすること。
・　未発表かつ自作の作品で、第三者の著作権、商標権等の知的財産等を侵害しないものとすること。
・　公序良俗に反するものではないこと。

⑵　シンボルマーク

・　テーマについて、視覚的にイメージできるデザインであること。
・　デザインに文字は使用しないこと。
・　モノクロにした場合や１cm×１cm 程度に縮小した場合でも視認できるデザインとすること。
・　応募作品の制作方法は、手書き、デジタル（使用するソフトも自由）を問いません。
・　高齢の方、障害のある方、日本語を母語としない方や子ども・若者など、より多くの人にテーマが伝わるようなデザインに努めること。

⑶　キャッチコピー

・　テーマについて、簡潔かつ印象的に表現されていること。
・　おおむね２０文字以内で記載すること（漢字、ひらがな、数字、カタカナ、アルファベットの使用を可能とします。）。

６　応募方法

所定の応募用紙を以下のホームページ（京都市情報館）からダウンロードし、必要事項及び応募作品等を記載のうえ、以下のいずれかの方法により提出してください。

なお、いずれの場合でも、用紙サイズはＡ４としてください。

https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000341492.html

⑴　郵送又は持参での提出

所定の応募用紙を、以下の「１２　応募・問合せ先」まで郵送又は持参してください。

⑵　電子メールでの提出

メールの件名を「ケアラー支援に係るシンボルマークの応募」又は「ケアラー支援に係るキャッチコピーの応募」とし、所定の応募用紙を添付のうえ、以下「１２　応募・問合せ先」のメールアドレス宛に送付してください。

シンボルマークのデータは、作品のファイル容量を５ＭＢ以内、解像度を３５０dpi程度、ファイル形式をＪＰＥＧ、ＧＩＦ又はＰＮＧのいずれかとしたうえで、所定の応募用紙とともに提出してください（後日編集可能なデータ形式（ai データ等）でのファイルの送付をお願いする場合があります。）。

⑶　専用の応募フォームでの提出（キャッチコピーのみ）

以下のＵＲＬから専用の応募フォームにアクセスし、必要事項及び応募作品等を入力のうえ、入力内容を送信してください。

（キャッチコピー専用応募フォーム）

https://sc.city.kyoto.lg.jp/multiform/multiform.php?form_id=9898

７　審査方法

応募作品は、京都市で一次審査を行ったのち、条例第１２条に基づき設置する協議会において審査を行い、最優秀作品を決定する予定です。

※　選考過程や結果に関するお問合せには、対応しかねますので御了承ください。

８　表彰

⑴　シンボルマーク

最優秀作品　１点　賞金３万円

⑵　キャッチコピー

最優秀作品　１点　賞金２万円

※　いずれも応募者が未成年の場合には、賞金は保護者の方に代理授与いたします。

９　結果発表・公表

受賞者に直接通知をするほか、本市ホームページで発表します（令和７年８月頃の発表を予定）。

10　個人情報の取扱い

応募者の個人情報は、本募集に関する業務以外には使用しません。

ただし、受賞者については、受賞作品とともに氏名、住所（市町村名まで）（又は勤務先・在学先）、職業（又は学校名・学年）、作品の説明等を発表させていただきます。

11　その他・注意事項

■　応募に伴い、応募者と第三者間において諸問題が発生した場合、京都市は一切の責任を負いません。

■　応募作品の制作過程に関する情報（着想に至った経緯や参考にした情報など）や製作段階におけるスケッチ、デッサン等は破棄せずに必ず保管しておいてください。著作権の確認のため、これらの情報や資料を確認させていただく場合があります。

■　応募者は、その応募作品が採用された場合には、当該作品に関する著作権、商標権、意匠権、その他一切の権利を京都市に無償で譲渡することに合意するものとします。また、京都市により、当該作品につき商標・意匠の出願・登録が行われることがあるため、その旨ご了解いただきます。

（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）

■　応募に係る一切の費用は応募者の負担とし、応募いただいた資料やデータは返却しません。

■　賞金には、所得税がかかります。

■　採用作品の使用に当たっては、イメージを損なわない範囲で修正を行う場合があります。また、採用作品は、リーフレットやポスター等の印刷物、ホームページ等で使用するほか、関係事業者等の各種印刷物等にも使用できるものとし、市域全体へのケアラー支援の推進や普及啓発等のために広く活用いたします。

■　採用作品について、本募集要項等に違反する事実が明らかになった場合、採用を取り消す場合があります。採用が取り消された場合で、すでに特典が授与済みのときには、返金していただきます。

■　暴力団、暴力団員（又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団をはじめ、テロリズムその他の犯罪行為を行うおそれがある団体の構成員又はテロリスト等（疑い

がある場合を含みます。）その他これらに準ずる者　（以下、総称して「反社会的勢力等」といいます。）は応募できません。グループでの応募の場合、この条件はすべてのメンバーに適用されます。審査の過程で、反社会的勢力等からの応募であると判明した場合には、応募を無効とします。

■　本規定に取り決めのない事項については、京都市の判断により決定します。

■　応募の時点で、本募集要項記載事項に同意したものとします。

12　応募・問合せ先

〒６０４－８５７１
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８番地（北庁舎４階）
京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室　企画・ケアラー支援推進担当
ＴＥＬ：０７５－２２２－３５２７
メール：chiikifukushi@city.kyoto.lg.jp

13　参考

・京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例の制定の取組（京都市会のホームページ）（再掲）
https://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/news/R06/carer.html

・京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例
https://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/img/news/R06/061106carer4.pdf